

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正 (令和7年人事委員会勧告等による給与改定)	令和7年11月19日 警務課
------------------	---	-------------------

## 1 改正理由

人事委員会の令和7年10月1日付けの勧告等に鑑み、本県警察職員の給与を改定するため、所要の改正をするものである。

## 2 改正条例

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「給与条例」という。)

## 3 改正内容

### (1) 納入改定に伴う給料表の改定

ア 行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定

イ 行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定

### (2) 納入条例第10条に規定される宿日直手当の増額

### (3) 在宅勤務等手当の新設

## 4 施行期日

前記3(1)(2)については、公布の日から施行する。(令和7年4月1日適用)

前記3(3)については、令和8年4月1日から施行する。

## 5 経過措置

要 (改正前の規定に基づき支払われた給与は、改正後の規定に基づく給与の内訳とみなす。)

## 6 その他

人事委員会の勧告等における改定内容のうち、

通勤手当の改定、期末手当・勤勉手当の支給割合の改定

については、給与条例第10条第1項において、県職員の例による旨が規定されていることから、知事部局における関係条例の改定により、本県警察職員の規定についても改定される予定。